

令和 6 年度 大洲市定期予防接種一覧(学童)

予防接種の種類	法令上の対象年齢		標準的な接種年齢	回数
二種混合	2期	11歳～13歳未満の者(DTトキソイドを接種)	11歳	1回
日本脳炎	2期	9歳～13歳未満の者	9歳	1回
ヒトパピローマウイルス感染症	小学校6年生～高校1年生相当の女子 ※1(12歳の誕生日を含む年度の当初から16歳の誕生日を含む年度末まで) ① <u>サーバリックス(2価)を接種する場合</u> ※2 1月の間隔をおいて2回、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回 [当該方法をとることができない場合]2回目は初回接種から1月以上(標準1月)の間隔、3回目は初回接種から5月以上かつ2回目から2月半以上の間隔 ② <u>ガーダシル(4価)を接種する場合</u> ※2 2月の間隔をおいて2回、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回 [当該方法をとることができない場合]2回目は初回接種から1月以上(標準2月)の間隔、3回目接種は2回目接種から3月以上の間隔(標準初回から6月) ③ <u>シルガード9(9価)を接種する場合</u> ※3 2月の間隔をおいて2回、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回 [当該方法をとることができない場合]2回目は初回接種から1月以上(標準2月)の間隔、3回目接種は2回目接種から3月以上の間隔(標準初回から6月) ④ <u>15歳未満の者にシルガード9(9価)を2回接種する場合</u> ※4 15歳になる前日までに初回接種を行えば、③にかかわらず、2回の接種で完了とすることができる。 初回接種から6か月の間隔をおいて1回 [当該方法をとることができない場合]初回接種から5か月以上の間隔をおいて1回 ※5		中学1年生	3回 シルガード9(9価)を15歳未満の者に接種する場合、2回の接種で完了とすることが可能

- ※1 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間においては、平成9年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女性のうち、接種が完了していない者を対象に加える。
- ※2 サーバリックスとガーダシルを用いた交互接種は、2つのワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性、有効性のデータがないことから、過去に接種したワクチンが不明の場合を除き、それぞれ①又は②の接種方法に基づき接種すること。
- ※3 令和5年4月1日からシルガード9を用いる定期接種を開始する。なお、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種は、同じ種類のワクチンで接種を完了することを原則とするが、サーバリックスあるいはガーダシルとシルガード9との交互接種における安全性、免疫原性が一定程度明らかになっていることや、海外での交互接種に関する取扱いを踏まえ、すでにサーバリックスあるいはガーダシルを用いて定期接種の一部を終了した者が残りの接種を行う場合には、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者等がよく相談した上で、シルガード9を選択しても差し支えない。
- ※4 サーバリックスあるいはガーダシルとシルガード9との交互接種になる場合は3回の接種とする。
- ※5 2回目の接種が初回接種から5か月未満であった場合、3回目接種を実施すること。この場合、3回目接種は2回目接種から少なくとも3か月以上の間隔をおいて実施すること。